

I. 戦後最も厳しい複雑な安全保障環境の下での経済安全保障政策

- ✓ 現下の安全保障環境は戦後最も厳しく複雑化、本年10月に発表された中国による新たなレアアース輸出規制など経済の武器化は深刻、経済力・技術力の安全保障上の意義はますます高まっており、「危機管理投資」の文脈においても経済安全保障は重要

II. 経済安全保障推進法の施行状況を踏まえた見直し

- ✓ 一層不安定さを増す国際情勢に鑑み、以下を踏まえ、検討を加速、可及的速やかな経済安全保障推進法改正法案の国会提出を求める

(1) サプライチェーン強靭化措置の更なる強化

- ・ 物資が本来期待される機能を発揮するために必要不可欠な役務を推進法の支援対象とするための制度の見直しを実施すること
- ・ 金融機関等の幅広い関係者からの情報収集、リスクが生じた段階で必要な協力を得ること

(2) 基幹インフラ制度への医療分野の追加

- ・ 個別の医療機関の指定に当たり、地域的な空白を生じさせないことに加え、地域医療において果たす役割や救急医療や災害医療の拠点としての役割に十分に配慮して検討すること
- ・ 経済安保上の脅威を踏まえ、設備の停止により大きな社会的混乱が生じる設備を事前届出対象として指定すべく電子カルテを含め検討すること

(3) 経済安全保障上重要な海外事業への支援

- ・ グローバルサウス諸国との連携強化に資する、我が国の経済安保上重要なグローバルなサプライチェーンを支える海外事業について、(株)国際協力銀行(JBIC)を活用しつつ、政府が一部のリスクを引き受ける一歩踏み込んだ支援措置を講じること

(4) 総合的な経済安全保障シンクタンクの創設

- ・ DIMET(外交(D)、情報(I)、防衛(M)、経済(E)、技術(T))の専門知識を集結し、(独)経済産業研究所(RIETI)に附置する形で、総合的な経済安全保障シンクタンクを令和8年度中にも速やかに発足させること
- ・ 発足に当たって、関係省庁は幹部人材を含む出向や関係業者等からの専門家の登用、財源の拠出等、全面的な協力を引き続き行うとともに、インハウス分析機能の強化に向け必要となる予算、体制を確保すること

(5) 官民協議会の創設

- ・ 制度に裏付けられた形で国家公務員並みの守秘義務を整備し、政府全体として体系的に取り組む一方で、情報保全を徹底しながらも、機動的な開催、実効性のある議論を確保できるよう、不斷に運営の合理化のための工夫を講じること

(6) データセキュリティの確保

- ・ データセキュリティに関し、「安全保障上重要な個人データに関する措置」、「基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータを防護するための措置」と「データセンター・クラウドサービス上のデータを防護するための措置」のあり方について、早急に検討を行うこと

III. 経済安全保障政策の更なる展開

(1) 造船業の再生

- 年内策定予定の「造船業再生ロードマップ(仮称)」を叩き台として、NSSと国土交通省が中心となって、関係府省が一体となり、次世代船舶などの高付加価値船の開発と製造、人材の育成と確保などトータルに進め、10年後を見据えて「勝ち筋」となる計画を作ること

(2) AIの国際展開の方向性

- ソフトウェア(アプリケーションを含む)・ハードウェア・インフラの各レイヤーにおいて、我が国の強みをしっかりと押し出すことで、AIテックスタックにおける自律性・不可欠性を確保・強化していくこと
- 米国の動きにもらみつつ、拡大するグローバルなAI市場に我が国独自の不可欠性を組み込み、地域に展開していくこと

(3) 外為法5年見直し・「日本版CFIUS」

- 国際ルールや既存の外為法の法体系を意識しつつも、国内投資家等を通じた既存規制の潜脱の防止への対応強化等を行うこと
- 現行の関係省庁間の協力体制を発展させることを通じて、NSSや財務省を中心として政府が蓄積した知見と能力を対内直接投資審査に効果的に活かせる枠組み(「日本版CFIUS」)の構築を令和8年中に行うとともに、必要な人員の拡充に努めること

(4) 経済安全保障と競争政策

- 経済安保の観点から必要な情報交換、共同調達、事業再編等を進めるため、事例集の周知・啓発などに努めること、それでもなお解決できない問題がある場合には、独禁法の運用、制度の在り方を検討すべきこと
- 国内における産業政策当局、民間事業者などを集めた連絡会議を組成し、官民での情報連携を促進すること、同志国間でのサプライチェーンの強化・維持を行いやすい環境整備を行う観点から、各国の競争当局及び産業政策当局への働きかけ、連携を深めること

(5) 経済安全保障に係る経営ガイドライン

- 経産省が作成した「経済安全保障経営ガイドライン」を皮切りに、「経済安保政策は政府のみのものでなく各主体の自主的な取組がなければ完成しない」との共通認識を醸成すべく、中小企業を含む民間事業者、投資家・金融機関等のステークホルダーへの積極的なアウトリーチに取り組むこと、加えて、これらの取組の実効性をさらに高めるための方策についても継続的に検討を行うこと

(6) 地方公共団体のITシステムに係る対応

- 地方自治法(令和6年改正)に基づき、サプライチェーン・リスク対策についても地方公共団体の責務として確実に取り組むこと
- 総務省は、全ての地方公共団体が確実に対策を実施できるよう、ISMAP、JC-STAR等の既存制度、地方財政措置を含めた支援策を通じ、制度・財政の両面から検討を進めること

IV. 経済安全保障政策を推進するための体制強化等

- これまで経済安全保障推進本部にて提起してきた取組の多くを実現するため、政府全体、地方公共団体、民間事業者等まで含めた官民の体制強化を確実に進めること
- 国際秩序が大きく変容している中で、経済安全保障の観点から望ましい国際秩序の姿が何であるか、明らかにルールを無視する国家が勢力を拡大する中で、我が国としてどのような方針で対処していくべきか、来年中に改定することを目指して検討が開始された「三文書」においても、経済安全保障がいまや国家安全保障すべてに通底するテーマであることを踏まえて、我が党として広く深く検討していくこと

新たな安全保障環境において求められる経済的措置に関する提言

令和7年12月16日

自由民主党政務調査会

経済安全保障推進本部

I. 戦後最も厳しい複雑な安全保障環境の下での経済安全保障政策

現下の安全保障環境は戦後最も厳しく、複雑化している。本年10月に発表された中国の新たなレアアース輸出規制は、米中合意に基づきその実施が来年11月まで延期されたものの、レアアース原材料や生産設備、生産技術まで対象とする広範な規制であり、中国が国際社会に対し経済の武器化を進めていることを改めて痛感させられた。また、経済安全保障上重要な先端技術をめぐる大国間の競争は激化しており、アメリカや中国は、AIや量子といった分野に多額の投資を中期計画に基づいて進めている。我が国も、高市総理が掲げる「危機管理投資」は経済安全保障をはじめとする様々なリスクや社会課題に対し、官民が手を携え先手を打って行う戦略的な投資であり、また、次期（第7期）科学技術・イノベーション計画では、国家戦略技術について一気通貫型支援を行う方向を打ち出しており、経済力・技術力の安全保障上の意義はますます高まっているといえる。

ロシアのウクライナ侵略が長期化する中、露朝の軍事協力や中国によるロシアの下支えなど、外交情勢は予断を許さない。平時と戦時の区別はますます曖昧になり、日本も、日米同盟を基軸としつつ、人口・経済成長を続けるグローバルサウスを含む同志国との経済安全保障上の連携を強化することが不可欠になっている。その際には、多角的自由貿易体制、グローバリゼーション、自由で競争的な市場経済など、これまで戦後積みあげられてきた国際秩序・ルールが大きく変容している中で、我が国として、こうした理念・方針は堅持しつつも、もはや必ずしも所与のものではないという現実を直視し、経済安全保障のレンズからもそれらの在り方を再検証することが必要になってくるであろう。

今年は経済安全保障法が令和4年5月に制定されてから3年が経過し、その見直しに当たる。同法の見直しを含め、経済安全保障をめぐる現行の制度や体制を不斷に点検し、新たな課題に果敢に取り組むことが急務である。

以上を踏まえ、提言する。

II. 経済安全保障推進法の施行状況を踏まえた見直し

経済安全保障推進法が制定されてから、特定重要物資の追加、基幹インフラ事業への一般港湾運送事業の追加等の改正により社会経済状況の変化に対応してきたが、重要物資の安定供給確保に関する制度と重要技術の開発支援に関する制度については施行から丸3年、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度も丸2年が経過し、制度の運用を重ねる中で判明した課題への対処が求められる。加えて、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境の下で、我が国の平和と安全、繁栄を追求するために、経済安全保障を一層推進する施策が求められる局面となっている。

我が本部においては、経済安全保障推進法の制定後も不斷にその実施状況を点検し、必要とあれば見直しを提言してきた。去る5月の「有事を見据えた経済安全保障の確保及び骨太方針に関する提言」においては、経済安全保障推進法制定時の附則第4条に基づく抜本的な見直しに向けた議論を行い、様々な問題提起を行った。

本年11月7日に政府の経済安全保障推進会議が開催され、高市総理から小野田経済安全保障担当大臣に対し、経済安全保障推進法の改正に向けて早急に検討を開始するよう指示がなされた。更なる経済安全保障の推進に向けた重要な一步である。この総理指示を受けて同14日に開催された経済安全保障法制に関する有識者会議に提出された事務局資料に示された今後の検討課題¹は、いずれもこれまでの我が本部の提言に呼応したものであり、一定の評価をしたい。

その上で、一層不安定さを増す国際情勢に鑑み、検討を加速し、可及的速やかに経済安全保障推進法改正法案を国会に提出することを求める。

（1）サプライチェーン強靭化措置の更なる強化

重要物資の安定供給確保に関する制度の施行以来、半導体、重要鉱物等12の物資を指定し、民間事業者の生産基盤強化や備蓄等の取組を支援してきた。今般の経済対策でも、船体（造

¹ 重要物資の安定供給確保に不可欠な役務に関する措置、重要物資の安定供給確保に支障が生じるおそれがある場合の措置、基幹インフラ制度への医療分野の追加、経済安全保障上重要な海外事業の展開支援、特定重要技術の更なる育成のための指定基金に関する既定の整備、総合的な経済安全保障シンクタンク及び官民協議会の創設、データセキュリティ。

船）、無人航空機、人工衛星、ロケットの部品、人工呼吸器、磁気センサーの6物資が新たに対象となり、支援が行われる方向となっている。今や我が国のサプライチェーン確保において、この制度は枢要な役割を果たしている。上述の中国による新たな輸出規制の動きを踏まえれば、経済安全保障推進法の下での取組を含め、重要鉱物の安定供給のための努力を倍加させるべきである。サプライチェーンの強靭化に向けては、後述の総合的な経済安全保障シンクタンクの活用なども通じて、サプライチェーン分析を更に強化することが重要である。同時に、我が国一国の取組は限界があり、同志国との協力をこれまで以上に強化していくべきである。

一方で、制度を運用する中で浮上してきた課題もある。ある物資が物理的に確保されても、それが十分に機能を発揮できる状態になければ無用の長物である。海底ケーブル²の敷設や船舶の修繕が代表例であるが、物資が本来期待される機能を発揮するために必要不可欠な役務が存在する場合、その役務の途絶リスクはサプライチェーンの脆弱性である。現行法の支援対象に物資そのものの確保ではなく物資の機能を発揮させることを目的とする役務提供の事業が含まれるかどうか疑義があるならば、速やかに制度を見直すこと。

また、物資の安定供給確保を図ることが困難となる事態には国が主導する GOCO³の活用の道が用意されているが、本来そのような事態に陥らないことを望ましい。地方の中小企業の経済安全保障上の懸念を含め、前広に金融機関や投資家、取引先といった幅広い関係者から情報収集を行い、サプライチェーン上重要な企業の事業廃止や買収、技術流出といったリスクがある段階で必要な協力を求めるなどの手を打つこと。

（2）基幹インフラ制度への医療分野の追加

基幹インフラ制度に医療分野を追加する必要について関係者の認識が共有され、社会保険診療報酬支払基金と、特定機能病院を念頭に高度な医療提供能力等を有する医療機関を特定社会基盤事業者に指定する方針が示されたことは大きな前進である。

しかし、サイバーセキュリティ対策に万全を期し、国民の安心を確保することが求められるのは特定機能病院に限らない。今後、個別の医療機関の指定に当たっては、既存分野と比較して小規模であることや

² なお、南西諸島における海底ケーブルの強靭性を強化するための施策の推進については、別途、情報通信戦略調査会が中心となって検討が進められることとなっている。

³ Government-Owned, Contractor-Operated（国有施設民間操業）の略称。

医業収入が公定価格の診療報酬中心であることに留意しつつも、事業規模や高度医療を提供する能力のみならず、地域医療において果たす役割や救急医療や災害医療の拠点としての役割に十分に配慮して検討を進めること。地域的な空白を生じさせないことは当然である。

事前届出の対象となる設備に関して、患者の生命を守ることが医療従事者の職業倫理の根幹をなすことは言を俟たないが、その設備が停止することにより大きな社会的混乱が生じることは、それ自体が経済安全保障上の脅威である。こうした点を念頭に、必要な設備を指定すべく電子カルテを含め検討を進めること。

（3）経済安全保障上重要な海外事業への支援

近年の国際情勢の変化の中でも特に注目に値するのはグローバルサウス諸国の伸長である。米中対立が激化する中にあって、同盟国・同志国は無論のこと、インド太平洋地域の国々を中心とするグローバルサウス諸国との連携強化がこれからの経済安全保障の確保において不可欠となろう。

多くの物資を海上輸送による輸入に頼る我が国にとって、シーレーン上に位置する国々での燃料補給拠点や船舶修繕ドックの整備・運営事業に我が国企業が参画することは経済安全保障上大きな意義がある。オープン RAN など我が国企業が持つ先端的な技術を信頼できる国々へ展開することを見越した事業展開も然り。こうした海外事業には多くのリスクがあり、収益性も必ずしも高くないため、民間の出融資だけでは資金調達ができないこともあると聞く。我が国企業の海外展開を支援する施策はこれまで存在するが、殊に経済安全保障上重要なグローバルなサプライチェーンを支える海外事業については、海外事業のファイナンスについても知見・実績を有する（株）国際協力銀行（JBIC）を活用しつつ、政府がリスクの一部を引き受けることを覚悟した一步踏み込んだ支援措置を講じること。

（4）総合的な経済安全保障シンクタンクの創設

経済安全保障の裾野がますます拡大の一途にある中、我が本部は、外交（D）、情報（I）、防衛（M）、経済（E）、技術（T）（DIMET）の専門知識を集結して、総合的に経済安全保障を推進していく観点から、政府に対して経済安全保障分野全般の政策提言を行うシンクタンク機能の構築の必要性について提言してきた。政府において、NSS が司令塔となって幅広い府省が関与する、いわばオールジャパンの体制で、シンクタンク機能を（独）経済産業研究所（RIETI）に附置する方向で、具体化に向けた検討が前進しつつあることは評価できる。

ただし、このシンクタンクに、経済安全保障推進法において制度的な位置づけを得させることは第一歩に過ぎず、令和8年度中にも速やかに発足させることが望まれる。シンクタンクに真に機能を発揮させていくためには、持続的な調査研究・政策提言を行うために必要となる人員や予算の確保をはじめ課題は山積している。政府内外で活躍できる経済安全保障政策に関わる優秀な人材を育成・集結・循環させる仕組みの構築のためにも、民間から優秀な人材を惹きつけられる柔軟な待遇を可能とする環境整備が重要である。

同時に、シンクタンクが政府の要請に即応して調査研究ニーズを的確に汲み取り、政策提言として適時に還元していくサイクルを円滑に回していくためには、関係省庁からの出向者の登用も不可欠である。関係省庁は、幹部人材を含む出向や、関係業界等から専門家を募ること、また、財源の拠出を含め、引き続き全面的な協力を行うこと。

また、シンクタンクを最大限活用し、その成果を的確に政策形成に生かすために、これまで以上にインハウス分析機能を強化していくことが必要である。シンクタンクに業務の一部を切り出すことをもって、インハウス分析機能を弱体化させてしまうことは本末転倒であって、引き続き、その強化に向け必要となる予算と体制を確保すること。

（5）官民協議会の創設

経済安全保障の諸課題に対応する際には、経済活動の担い手である民間企業等も重要な主体となる。我が本部では、経済安全保障に関する官民連携のプラットフォームとして「官民協議会」を通じて官民の情報共有を活性化させることを提言してきた。

官民が一体となって、我が国の経済安全保障上の脅威・リスクに関する機微な情報を共有し、対策に向けた協議を行うためには、これまで、それぞれの産業を所管する立場から、関係府省が運用の範囲で行ってきた取組を超えて、制度に裏付けられた形で国家公務員並みの守秘義務等も整備し、政府全体として体系的に取り組むことが必要である。

一方で、こうした取組を制度化することによって、機動性が失われるようなことがあってはならない。機微な情報を含め官民で共有する以上、協議会の構成員等について情報保全の徹底を求めるることは当然ながら、同時に、様々なテーマに応じて、多岐にわたる開催目的の下、機動的な開催を可能とし、官民協議会の議論を実効性あるものとするため、参加する主体に過度な手続負担が生じることのないよう、不斷に運営の合理化のための工夫を講じること。

（6）データセキュリティの確保

社会経済のデジタル化や生成 AI をはじめとする技術革新の進展に伴い、個人や、産業データを含む企業のあらゆる情報がデジタル化され活用される中、厳しさを増す我が国をとりまく安全保障環境に鑑み、安全保障上重要なデータをはじめとするデータのセキュリティ確保の重要性が高まっている。また、量子コンピュータの実用化が現実のものとなりつつある中、その進展により、現在広く利用されている公開鍵暗号技術の安全性の低下・危殆化が懸念され、耐量子計算機暗号への移行も求められている。

データセキュリティの確保には、サイバーセキュリティ対策だけでなく、サプライチェーン・リスク対策など外部から行われる行為による情報流出や滅失等を防ぐための措置が必要である。近年、諸外国においても、機微な個人データ等の重要なデータや、大量のデータの処理・保存を行うデータセンター・クラウドを防護するための制度の検討が進められている。例えば、機微な個人データに関しては、国家安全保障の観点等から、米国では機微な個人データについて特定の取引を特定国や特定国の影響下にある者との間で行うことを禁止・制限しており、中国においてはゲノム試料やゲノムデータの国外提供に制限を掛けている。また、データセンターやクラウドサービスに関しては、米国においては、機微個人データを保存・処理するクラウド・データストレージに関し、特定国の影響下にある者に関する安全保障上のリスクのある取引の禁止・中止等を指示できることとしているほか、欧州や豪州においても、データセンター・クラウドサービスを重要インフラと捉え、その提供者に事業者登録やサプライチェーン対策を含むリスク管理措置を義務付けるなどの対応がなされている。

こうした諸外国の動向も踏まえ、我が国においても、データが外部に流出する等により国家及び国民の安全が害されることを防ぐ観点から、安全保障上重要なデータを取り扱う者に関する措置及び大量のデータの保存・処理を行うデータセンター・クラウドサービスを提供する者に関する措置を講じるべきである。

安全保障上重要なデータとして、政府が保有する機微なデータはもとより、民間企業が保有する重要な技術や施設に関する情報などの産業データや、AI 学習用のデータセット、個人データなど様々なものが考えられる。この中で、例えば、生涯不変であり特定の疾患リスクの把握も可能となるゲノムデータ、個人の財務状況や生活パターン等が明らかとなる金融データのほか、個人の位置情報、生体認証情報、医療情報などが外部に漏えいした場合、特定の個人に対する影響力行使や脅迫等の諜報活動に利用されるおそれがあることから、このような個人に関する機微なデータは安全保障上重要なデータとして想定し得る。外部への漏えい等を生じさせる行為としては、データ提供、データの保存・処理を行う情報システムの契約、ゲノムデータの解析依頼等が想定されるが、民間企業等による自由なデータ流通や経済活動

への影響を踏まえつつ、こうした行為に規律を課すことを検討する必要がある。また、基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータについても、外部から改ざん・滅失等の行為を受けた場合は国家・国民の安全を損なう事態が生じるおそれがあることから、その防護に向けた措置を検討することが必要である。

デジタル時代の社会・経済活動を支える重要インフラであるデータセンターやクラウドサービスは、安全保障上重要なデータを始めとする大量のデータの処理・保存先となっている。他方、現在データセンターやクラウドサービスを規律する法律はないため、データセンターやクラウドサービスで利用されているサーバやネットワーク機器等のサプライチェーン・リスク対策が措置されておらず、日本国内におけるデータセンターやクラウドサービスの事業実態も把握できていない。データセンターやクラウドサービスが果たす役割の重要性を踏まえ、我が国の外部から行われる行為からデータセンター・クラウドサービス上のデータ防護のために必要な対処を講じることが必要である。具体的には、データセンターやクラウドサービス上で取り扱われる情報の漏えいや滅失を防ぐための措置や、国として日本国内のデータセンターの設置状況等を把握するための措置について検討を行うことが必要である。

以上、データセキュリティに関し、「安全保障上重要な個人データに関する措置」、「基幹インフラ役務の安定的な提供に必要なデータを防護するための措置」と「データセンター・クラウドサービス上のデータを防護するための措置」のあり方について、早急に検討を行うこと。

III. 経済安全保障政策の更なる展開

（1）造船業の再生

造船をめぐる国際環境は大きく変化している。米国では商船建造基盤は消滅し、防衛基盤にも懸念が出る一方、特定の国が自国造船業を保護し造船受注シェア7割を超えるなど、経済安全保障と造船業とのつながりはますます強くなっている。新政権で「危機管理投資」「成長投資」の17分野の一つとして造船が掲げられたのも時宜を得たものである。

本年6月、海運・造船対策特別委員会との合同部会から出された緊急提言では、「日本の船は、日本で造り日本で持つ」との目標のもと官民合わせて1兆円の基金の創設を訴えた。これに呼応し民間からも、今後10年で3500億円の自己資金を活用すること、更に総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、新たな基金3500億円を含む官民投資1兆円規模の投資実現を目指すことが明記されたのは、評価したい。民間の予見可能性を高めるために政府が中長期のコミットメントを示すことは必須である。

今後は年内に「造船業再生ロードマップ（仮称）」を策定のうえ、これを叩き台として、年明けに成長戦略の策定と合わせ官民投資の道筋をつけていくことになるが、他方、単純に老朽化した施設・設備を更新するだけでなく、世界の安全保障環境や競争環境を見据えながら、次世代船舶などの高付加価値船の開発と製造、市場の開拓、米国やグローバルサウスとの連携、人材の育成と確保などトータルに進め、10年後を見据えて「勝ち筋」となる計画を作ること。これらは、いずれも国土交通省だけで対処出来ることではなく、NSSと国土交通省が中心となって、関係府省と一体となって進めること。

（2）AIの国際展開の方向性

AIをめぐる情勢は目まぐるしく、各国は国力を左右するものとしてAI研究開発・利活用の取組を強化している。いまこの瞬間にも世界各国でAIの利活用が進んでおり、また、懸念国製AIの利用拡大や米国AIアクションプランの掲げるフルスタックAI技術の展開など、AIテックスタックにおける大国間競争が激化している。加えて、悪意ある情報工作的リスクを含め、氾濫する情報をAIが要約・提供する新たな情報流通の形が、認知戦、情報戦を含めた認知領域における懸念をもたらしている。

そのような中、我が国としても、ソフトウェア（アプリケーションを含む）・ハードウェア・インフラの各レイヤーにおいて、我が国の国内AIテックスタック開発・利用基盤を強化し、強みをしっかりと押し出すことで、AIテックスタックにおける自律性・不可欠性を確保・強化していくことが必要である。あわせて、インド太平洋地域を中心に、地域における信頼できるAIエコシステムの確立に貢献し、同志国との相互依存関係を構築していくため、グローバルなAIの発展に貢献していくことも必要である。拡大するグローバルなAI市場に我が国の不可欠性を組み込んでいくとともに、グローバルサウス諸国等に対する米国のAIテックスタック展開の動きもにらみつつ、日本独自の不可欠性を地域に展開していくべきである。

（3）外為法5年見直し・「日本版CFIUS」

外国為替及び外国貿易法（外為法）の対内直接投資審査制度については、令和元年に安全保障の観点から事前届出対象等の見直しを行ってから5年が経過しており、同法附則に定める見直しに向けた検討が政府において進められている。この間、安全保障環境は厳しさを増しており、対外取引自由の原則を保持しながらも、我が国の技術の流出や悪用を防止する観点から、財務局や地方経済産業局等の活用を通じて、各地方における中小企業を含めた、情報収集、実態把握に努めることを含め、規制の実効性の確保が行われることが期待される。

特に、内外無差別原則といった国際ルールや、クロスボーダー取引規制である外為法の法体系を意識しつつも、外—外取引を通じた日本株式取得や国内投資家を通じた規制の潜脱の防止への対応強化等を行うこと。また、現行の関係省庁間の協力体制を発展させること等を通じて、インテリジェンス部局との連携も視野に、これまで以上に、NSS や財務省を中心として政府が蓄積した知見と能力を対内直接投資審査に効果的に活かせる枠組み（「日本版 CFIUS」）の構築を令和 8 年中に行うとともに、必要な人員の拡充に努めること。

（4）経済安全保障と競争政策

経済安全保障の観点から、技術流出防止対策や強靭なサプライチェーンの構築のためには、企業間での情報交換や重要原材料の共同調達、産業競争力強化のための事業再編等が必要である。一方、これらの取組は独占禁止法のカルテル規制や企業結合規制に抵触する懸念があり、企業の萎縮に繋がっている。これまで我が本部では、競争政策調査会との合同部会を開催し、これを受け、本年 11 月に公正取引委員会、経済産業省、国土交通省の連名で「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」が公開された。政府の取組は本事例集の公開に留まることなく、日本全国の中小企業も含めた幅広い事業者や独禁分野の弁護士の理解を得るため、積極的に本事例集を周知啓発すべきである。公正取引委員会においては、引き続き、これまで以上に事業者からの相談に真摯に対応することは当然として、それにとどまらず、いわば「相談官庁」として、事業者と密なコミュニケーションを通じて、個々の課題に寄り添いつつ解決策を導出することが重要である。同時に、企業の懸念の声を能動的に収集し、本事例集への新たな事例の追加、分かりやすいガイドの作成など経済安全保障の観点から積極的な協力をを行うとともに、それでもなお解決できない問題がある場合、かかる問題に対処するため、関係するガイドライン類を含め、独禁法の運用又は制度の在り方を検討すべきである。

また、国際社会における激変する競争環境に対応する際、官民が異なる脅威認識や制度認識の下、異なる方向性で取組を進めていては、国家全体としての経済安全保障環境の向上には繋がらない。そのため、公正取引委員会、経済産業省や国土交通省などの産業政策当局、民間事業者などを集めた連絡会議を組成し、官民での情報連携を促進すること。加えて、国内に留まることなく、各国との連携も重要である。公正取引委員会及び産業政策当局においては、同志国間でのサプライチェーンの強化・維持を行いやすい環境整備を行う観点から、我が国における取組を紹介し、各国の取組を収集することなどを通じて、経済安全保障と競争政策に関する国際的な共通理解を醸成するべく、各国の競争当局及び産業政策当局への働きかけ、連携を深めること。

（5）経済安全保障に係る経営ガイドライン

我が本部の提言で繰り返し述べてきた通り、経済と安全保障の境界線があいまいとなって、先端技術を巡る大国間競争の激化や、関税や輸出規制等の国境措置の強化等、民間事業者も、否応なく経済分野における国家の政策動向を意識せざるを得ない時代となる中で、経済安全保障分野での官民連携、その中でも民間事業者の経営者が果たす役割がかつてなく重要性を増している。

経済安全保障の取組を進めることが、コストになるとの声もあることは事実であるが、それでは、あくまで法令遵守のみの受け身の対応から抜け出すことができない。民間事業者として、この国際環境の転換期に、経済安全保障確保の動きを先取りして戦略的に対処する経営判断をしなければ、将来的に大きなツケを支払うことになりかねないというシビアな認識を共有する必要がある。その上で、むしろ、こうした戦略的な判断によって、新たな市場価値の創出につなげ、これらに対応した製品・サービスの供給や開発が、ビジネス機会の拡大へと繋がり得ることを示した「経済安全保障経営ガイドライン」は、新たな時代に即した変革を進めようとする経営層のリーダーシップとアクションを後押しすることにつながるものである。

こうした取組は、ガイドラインを策定した経済産業省の所管業界にとどまらず、政府全体で幅広く産業界に呼びかけ、経済安全保障を確保するための経営リテラシーを高めていくことが重要である。「経済安保政策は政府のみのものではなく各主体の自主的な取組がなければ完成しないものである」との共通認識を醸成するべく、中小企業を含む民間事業者に加えて、投資家・金融機関をはじめとするステークホルダーにも理解を得られるよう、地方経済産業局等も活用し、積極的なアウトリーチに取り組むこと。その上でこうした取組の実効性を更に高めるための方策について継続的に検討を行うこと。

（6）地方公共団体のITシステムに係る対応

住民の生活を支える行政サービスや水道・医療などのインフラ役務の提供を行う地方公共団体は、自然災害をはじめとする危機対応を担う中心的な存在であり、安全保障の観点からも国や基幹インフラ事業者と並ぶ重要な存在である。本年成立したサイバー対処能力強化法・同整備法において、重要電子計算機に地方公共団体の計算機が含まれていることに鑑みても、住民基本台帳など住民に関する基礎的な情報や税、社会保障等に関する情報を扱う地方公共団体のITシステムは、サイバーセキュリティだけでなく、経済安全保障の観点からサプライチェーン・リスク対策にも万全を期す必要がある。

令和6年に改正された地方自治法において、サイバーセキュリティ上必要な措置を講じること等が地方公共団体の責務とされたことを踏まえ、サプライチェーン・リスク対策についても地方公共団体の責務と

して確実に取り組むこと。総務省は、全ての地方公共団体が確実に対策を実施できるよう、ISMAP や JC-STAR といった既存制度も活用しながら、各団体が講すべき措置の細目化・明確化を図るとともに、地方財政措置を含めた支援策を講じるなど、制度・財政の両面から検討を進めること。

IV. 経済安全保障政策を推進するための体制強化等

我が本部では、前身ともいえる新国際秩序創造戦略本部として行った提言も含めて、「戦略的自律性」の確保、「戦略的不可欠性」の維持・強化・獲得、そして国際秩序の維持・強化という、経済安全保障政策を進めていく上での中核的なコンセプトを確立し、これらに基づき、優先して取り組む課題の全体像を示してきた。直近では、経済的威圧、技術流出防止を軸として更なる議論を深め、講じるべき措置の多くを網羅してきた。また、我が本部から出された「有事をも見据えた経済安全保障の確保及び骨太方針に関する提言」（令和7年5月27日）に掲げられたことを含め、これに限らず、持続的な対応能力の確保策も改めてその重要性を指摘したい。そして、いま、これまで提起してきた取組の多くを実現していく段階にある。当然ながら、今回提言する事項に限らず、技術流出防止をはじめこれまでの提言において述べてきたことについても、引き続き政府に対して実行を求めていく。

この提言で述べた経済安全保障推進法、外為法の見直しや、地方公共団体のITシステムに係る対応をはじめ、いずれの取組についても、ルール化するのみでは、「絵に描いた餅」であり、実効的な取組とするためには、政府全体、更に地方公共団体や民間事業者等まで含めた官民の体制強化が必要である。その意味で、総合的な経済安全保障シンクタンクの創設や、地方公共団体のITシステムに係る対応など、官民を挙げた強靭性の強化や対応力の向上を確実に進めていく必要がある。また、世界に目を向ければ、外国による誤った情報発信に対しては、我が国として正しい情報を発信し、的確に正当性を訴えていく戦略的なコミュニケーションを平時から進めることが重要であり、国際機関のトップ人事を含め、同志国との連携強化を進め、同調してもらえる国際環境を自ら主体的に構築していく必要がある。

更に、今後に向けては、国際秩序が大きく変容している中で、経済安全保障の観点から、そもそも、望ましい姿が何であるか、改めて再定義すべきタイミングを迎えているのではないか。自由貿易や多角的貿易体制という基本的な理念・方針は堅持しつつも、明らかにルールを無視する国家が勢力を拡大する中で、我が国としてどのような方針で対処していくべきか、我が党として広く深く検討していく必要がある。

政府・自民党では、国家安全保障戦略をはじめとする「三文書」について、来年中に改定することを目指して、検討が開始された。経済安全保障はいまや国家安全保障すべてに通底するテーマであり、国家

安全保障戦略における経済安全保障の位置づけは、これまで我が本部として過去7回の提言において求めてきた経済安全保障戦略（仮称）の策定とも考え方を一にするものとなることが期待される。こうした戦略の策定とともに、不斷のリスク点検を継続する中で明らかとなる更なる課題への対応についても、引き続き戦略的な対処を進められるよう、万全を期すこととしたい。